論説

法律と政令（一）

山本浩三

一　法と法律
二　実質的法律と形式的法律
三　日本国憲法における法律
1　第四一条の「立法」の法の意味
イ、法であるという学説
ロ、実質的法律であるという学説
ハ、形式的法律であるという学説
2　憲法における法律の意味

一　法と法律

法という言葉は、日常生活ではいろいろの意味に用いられているが、法学の世界では、法とは法規範を意味する。

しかし法規範とはいかなる規範であるか、それは他の規範とどう異なるかについては、必ずしも学者のあいだで意見が一致しているとはいえない。法と他の規範との内容に着眼して概念を構成しようとするこころみもある。けれど、法の概念は内容からではなく、形式によって定立しなければその本質を正確に把握することができない。そこで法とはつぎのように説明される。法とは、国家がさだめ、その国家権力によって強制する規範である。[1] 国家性が法のメルクマールである。この法の本質を国家性にもとめる学説は、マルクス、エンゲルスに負うところが多い。

法は実定形態によって成文法と不文法に区別され、その妥当社会の相違によって国際法と国内法になる。国内法秩序は憲法を最高として整然とした体系を構成する。憲法はこの国法体系の各段階の法の制定機関・制定手続を定める。しかし、下級段階の法にまで憲法の規定がおよばないことがある。憲法に直接の制定根拠をもたないこれらの法も、その上級法の授権によって国法としての妥当性を与えられる。

日本国憲法に直接制定根拠をもっている国法は国会によって制定される法律、内閣によって制定される政令、最高裁判所によって制定される規則、国会の議院によって制定される規則、地方公共団体によって制定される条例である。しかし法律以外の国法を命令という言葉で包摂する憲法は、その他の成文の国法の存在を想定しているのである。

国法形式としての法律は法ではあるが法のすべてではない。ひろく、法律とは、国民の代表機関である議会の意志によって定められる成文の法規範を意味する。近代憲法は法が法律で定められることを要請しているが、法律以外の法の存在も承認しなければならない。法律と他の法との国法秩序における関係、とりわけ、法律と行政機関によって制定される命令との関係の研究は古くから憲法学界の重要な課題となって来た。[2] 日本公法学会は一九五六年「委任立法」として、この法律と行政機関の命令との一関係を研究した。[3] 法律と行政機関の命令との関係は、しかし委任立法

関係のみではないが、委任立法関係がその主要な現象であることはうたがいえない。この論文は一九五六年の公法学会において発表された佐藤功教授の報告にもとづき、教授と私との間にとりかわされた議論に問題点をみだし、それを発展させたものである。

(1) 田畑忍教授は法をつぎのように定義する。「法とは国家的社会の生産した、而して国家的権力に根拠して強制されるところの国家特有の規範（または社会規範）を言うのである。」「改訂憲法学原論」p. 56.
鈴木安蔵教授は法をつぎのように定義する。「法規範は、一定の国家生活を組織立て秩序づけるために、国家権力によってその遵守が保障されているところの社会規範である。」「立法権」（法学セミナー九号）p. 8.

(2) 有名な Georg Jellinek の "Gesetz und Verordnung" 1919 はその一例である。

(3) 公法研究第十四号参照。

二　実質的法律と形質的法律

さきに、ひろく法律とは国民の代表機関である議会の意志によって定められる成文の法規範であるといった。厳格にいえば、憲法によって規定された手続によって、国民の代表機関である議会の意志によって定められた成文の法規範が法律である。しかし、法律の概念はこれだけでは不充分であって、さらに実質的に法律概念を構成しなければならないという学説がある。この法律二重概念（Doppelbegriff）説は主としてドイツにおいて展開された憲法理論である、[1]といわれている。けれど、フランスにおいてもエスマンやデュギーやオーリュなどの碩学がこの説を擁護した。[2]わが国においても、二重概念説は帝国憲法の解釈のために輸入せられた。[3]

実質的意義の法律概念は立憲主義の要請にもとずき構成・発展せしめられたものであって、国民の基本権を規制する法制定権を行政機関から奪い、もしくは行政機関に奪われることをふせぐために、国民の代表機関である議会の立

法範囲を拡大・固定し、議会の行政機関に対する優位性の確保ひいては国民の基本権の擁護を目的としたものであった。[4] 国民の基本権擁護という至高の目的のために構成された実質的法律概念は、しかし実定法に明確な根拠をもち実定法の論理的解釈から導き出されたものでなく、その目的的解釈によって産出されたものにすぎなかった。田上教授はドイツにおける実質的法律概念の発展を克明に追求した論文「憲法に於ける法律の意義」で、実質的法律概念が歴史的習俗的なものである、[5] と結論している。デュギーも第三共和国憲法に実質的法律概念の根拠を見出すことに困難をおぼえ、法律家は実定法に拘束されないで自由に立法機能についての合理的な理論を構成することができる、[6] といっている。

実質的法律概念の生成の歴史的意義は、そのイデオロギーの社会基盤の認識をまって、たかく評価されなければならないが、同じくデモクラットであって、法解釈方法論の差異から二重法律概念説を否認している学者がいる。カレ・ド・マルベールは法律の実質的概念を詳細に検討・批判したのち、法律を実質的と形式的に区別するのは誤りである、[7] と断言している。帝国憲法の解釈についても田畑忍教授は法律概念を形式的にしか説明しなかった。[8]

私も法律概念の二重性を認めない。法の概念も法律の概念もただ形式的にのみ定立することが科学的である、と考えている。二重法律概念説は田上教授の指摘するように基本権の規定における法律を実質的意義に解する法理の前に譲歩する、[9] という欠陥をもっている。この欠陥を認識したオーリュは彼の最後の定義において、形式的、実質的概念を結合して法律の概念を樹てざるをえなくなった。しかし、両者の結合において構成された法律概念は組織法の説明には適用できない、[10] という欠陥をやはり蔵している。

つぎに、学者が実質的法律概念であると考えるものを列挙する。

イエリネック「国民と国家の権利・義務を規律する新しい法。[11]」

エスマン「共通利益について、すべての人に対し、未来永遠に定める、命令的かつ禁止的規範。[12]」

デュギー「一般性と命令性という二つの性質をもった法。[13]」

オーリュー「国民の代表者が制定に参与し、自由の見地から解釈した社会関係を内容とする成文の一般規範。[14]」

宮沢教授「直接または間接に国民を拘束し、あるいは国民に負担を課する新たな法規範。[15]」

清宮教授「広義では法規範と同義であり、狭義では、国民相互の間又は国民と国家との間の関係を規律する法規範、いわゆる「法規」を内容とする統治作用。[16]」

佐藤教授「国家の統治権の作用として国家と国民及び国民相互間の関係を規律する成文の法規範。[17]」

イエリネック・エスマン・デュギー・オーリュの法律概念説は宮沢・清宮・佐藤説を検討するために、いわば引あいに出したものである。清宮説の狭義の実質法律概念と佐藤説のとは同じである。宮沢説はそれをさらに限定したものと思われる。

宮沢・清宮・佐藤教授は実質的法律を一定の内容をもった法であると観念し、それに対して、形式的法律は制定形式（議会による制定）によって観念される法であるという。

(1) 田上穣治「法律による行政」1942, p. 1.

(2) このほか、二重概念説を支持する学者がいるが便宜的に三人だけを紹介した。くわしくは Duguit, Traité de Droit Constitutionnel 2ed II. p. 140. 以下。Carré de Malberg, Contribution à la Théorie générale de l'Etat 1920, I, p. 285. 以下。宮沢俊義「立法・行政両機関の間の権限分配の原理」（国家学会雑誌四六巻十・十一・十二号）参照。

(3) 美濃部達吉は帝国憲法第五条「天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」の立法の法を実質的意義の法律であると解釈する。「改訂憲法撮要」1946, p. 414.

(4) もっとも、バスチィ教授は議会の無制限な権限増加をふせぐために二重概念説をとるという。P. Bastid. Le Gouvernement

d' Assemblée 1956, p.19.

(5) 田上 op. cit. p. 100.「憲法に於ける法律の意義」はこの書物の中におさめられている。

(6) Duguit, op. cit. p. 142.

(7) Carré de Malberg, op. cit. p. 369. そのほかの学者については略する。

(8) 田畑忍「帝国憲法条義」p. 229.

(9) 田上 op. cit. p. 100.

(10) 実質的法律と組織法との関係については、Duguit, op. cit. p. 161. 有倉遼吉「行政法における訓示的規定」(訴訟法学と実体法学 p. 475.) 参照。

(11) Jellinek, op. cit. p. 241.

(12) A. Esmein, Eléments de droit constitutionnel, 7ed I, p. 23.

(13) Duguit, op. cit. p. 145.

(14) M. Hauriou, Droit administratif, 10ed. p. 56.

(15) 宮沢俊義「日本国憲法」p. 331.

(16) 清宮四郎「憲法I」p. 328. 清宮教授は別に「直接に国民を拘束し、または少なくとも国家と国民との関係を規律する成文の法規範」が実質的法律であるという。p. 158.

(17) 佐藤功「憲法」p. 273. 佐藤教授は別に「国家統治権の作用として国家と国民および国民相互の間の権利義務の関係を規律する成文の法規範」を定立することが実質的立法であると説明する。「日本国憲法講義案」七版 p. 242. また、学会での私の質問に答えて「国民の権利義務を定めるノルム」が実質的法律であるという。「公法研究十四号」p. 149.
宮沢、清宮、佐藤教授の実質的法律はほぼ同じ規範を観念しているといえるかも知れない。

三　日本国憲法における法律

日本国憲法は、帝国憲法をうけついで、法律という法の存在について規定している。この憲法でいう法律とはいか

なる法を意味するか。法律の二重概念定立の根拠が、日本国憲法の中にあるかどうかを明かにしようと思う。

1　第四一条の「立法」の法の意味

憲法第四一条は「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と定める。国会が国権の最高機関である性質と国の唯一の立法機関である性質とをもつことを本条は定めている。国会の国権の最高機関性についてはここでは論じない。(1) 国会が国の唯一の立法機関であるということを、「立法」の法の意味を明かにしながら説明する。

立法とはひろくは法一般の制定をいう。法一般の制定権力を有するのはもちろん国家である。しかし、国家は国民および各国家機関に法制定権を委ねる。そこで、憲法上、国民は権利として憲法改正権を有し、国家機関は権限として法令制定権を有することになる。第四一条でいう「立法」とはこの広義の立法をいうのではなく、狭義の「立法」つまり、特定の法の制定作用を指すのであり、国会は権限として、特定の法を制定するというのが第四一条の趣意である。その特定の法とはいかなる法をいうかについて学説が分れる。法であるという説、実質的法律であるという説、形式的法律であるという説にそれを大別することができる。その諸説を検討する。

イ　法であるという学説

佐々木博士は第四一条の「立法」の法は法律ではなく、法であると説明する。帝国憲法の解釈についても同じであった。我国法上の概念として法は法であって法律ではなく、法と理解することによってはじめて立憲主義にそうことが出来ると考え、博士は帝国憲法第五条の「立法」の法を法であるとした。法とは「社会生活ニ於ケル人類相互ノ活動ノ限界ヲ定ムル所ノ行為ノ規範ニシテ、社会ノ強要スルモノ」で、この法を一般統治関係において制定するのが、第五条でいう立法である。法は本則として帝国議会の協賛を以て法律として制定せらるべきものであるが、憲法によ

って命令で法を定めることもできる、という。(2)

佐々木博士の法の概念は日本国憲法の説明では少しかわる。「社会（国家）が、正義に適合して社会生活の秩序を立てるため、人相互間の活動を限定しようとし、人に強要する行為の規則」が法である。第四一条の立法とはこの法を制定する作用である。法律とは、国会の議決により、法律なる形式を以ってなされた国家の意志表示であり、その内容が法であるものもあり、法でないものもある。つまり、法は国家の作用の性質に着眼して観念するもの、すなわち、法の概念は実質的に定立される概念であり、法律の概念は作用の体様に着眼して観念するもの、すなわち、形式的に定立される概念である。国民の代表者の参与によって制定されるという、制定機関の点に着眼して定立されるのが法律の概念である。法は憲法第四一条により、国会によってのみ制定されるが、法律の委任がある場合とポッダム命令の場合は例外である。法律の委任がある場合は政令・最高裁判所規則で法の性質を有する規則を設けることもできる。この場合にはその政令・最高裁判所規則は法である。その範囲において、国会でない国家機関が立法作用を行うことになる。(3)

佐々木博士の法の概念は一定の内容をもっており、立法とはその法の制定作用であって私のいう広義の立法概念とは必ずしも一致しない。だから、国家によって制定され、遵守すべきものとして強要される規範でも法でないものが生じることになる。博士が法という概念に一定の内容をもり、それの制定機関は国会であり、他の機関は法律の委任あるときだけ法を制定することが出来ると主張するのは、帝国憲法の解釈と同じく、立憲主義の要請にこたえる含蓄ある概念構成であるといわねばならない。しかし、その精緻な論理構成からもつぎのような疑問が生じて来る。

まず、司法の概念についての疑問。

博士によると「司法とは、国家が、具体的事実について、法を宣言して、法を維持する作用をいう」のであり、こ

れによると法律・命令・規則で法でないものは最高裁判所および下級裁判所において適用されないということになる。が、博士は国家が、憲法又は法律に基いて、法律以外に制定する命令・規則は法そのものではないが、法上の意味を有するものであり、その法律・命令・規則は、国家により、遵守すべきものとして、強要されているのであるから、裁判所は、司法を行うに当ってこの法以外の法律・命令・規則をも適用しなくてはならない、[4]という。しかし、私は法以外の法律・命令・規則が法上の意味を有するから適用されるということを、どうも理解することができない。法以外のものを裁判所が適用できるのであれば、司法の概念そのものを修正しなければならないのではないかという疑問が頭にこびりつくし、司法の概念をそのままにしておいて、法以外の法律、命令、規則が国家により遵守すべきものとして、強要されるのであるから裁判所がそれを適用するというのであれば、法の概念を修正しなければならないのではなかろうか。国家がさだめ、国家権力によって強制する規範を私は法とよんでいるが、この法の概念によると博士の司法概念はすっきりと理解できると思う。

行政の概念についても同じような疑問が生じる。博士によると「行政とは、国家が、その目的を達成すべき現実の状態を惹起すことに指し向けて行う作用」であり、行政は、法を執行する動作であり、国家の法は法律として表示されるから、行政は法律を執行する動作であるということになる。[5]しかし、博士によると法律のうちにも法でないものがあるから行政機関は法でない法律を執行することができなくなるのではなかろうか。

つぎに「立法」の概念についての疑問。

さきにみたように、博士は立法とは国家が法（国内法）を制定する作用であり、その制定機関が国会であり、その国会によって制定された法が法律であるという。しかし憲法は、法律については、いかなる手続でいかなる機関がこれを制定するものであるか示していない。そこで日本国憲法を、これによって改正された帝国憲法と関係せしめて考

えると、日本国憲法においても、帝国議会に相当する国会によって制定された法は法律と呼ぶと定めているといわねばならない、(6)と説明する。

博士は第四一条の立法の法を法であって法律でないと理解することによって、憲法から法律の制定機関を見失なった。しかし、法律の制定手続は帝国憲法の考察をまたなくても、日本国憲法で確認することができる。憲法第五九条は法律制定手続を定めているものといわねばならない。そして第四一条の立法の法を法律であると理解すると国会が法律制定機関であることを憲法は明文で定めているということになるのではなかろうか。つまり、帝国憲法と関係せしめるという思考操作なしに、日本国憲法の規定から、法律制定機関と法律制定手続が導き出されるというのが私の解釈である。

ロ　実質的法律であるという学説

憲法第四一条の「立法」の法を実質的法律であると解釈するのが、宮沢・清宮・佐藤教授等の学説である。

宮沢教授はいう。「ここにいう「立法」を形式的意味の法律の制定と解すると、国会以外の機関、たとえば政府・内閣が独立命令を制定する権を有するとしても、それは国会が「国の唯一の立法機関」だという原則と少しも矛盾しないことになり、本条の趣旨が失われてしまうおそれがある。したがって、ここにいう「立法」とは、形式的意味の法律を制定することではなくて、実質的意味の法律、すなわち、法規を定立することと解するのが正当であろう」。(7)

清宮教授はいう。「憲法第四一条」にいわゆる立法とは、実質的意味の立法を意味する。

国会が「国の唯一の立法機関」であるとは、国の立法は、すべて、国会を通し、国会を中心にして行われ（国会中心立法）、かつ、国会の議決のみで成立する（国会単独立法）ことを意味する。国会中心立法の原則の確立によって、明治憲法時代の緊急命令や独立命令のような、議会を通さずに、行政権の専権による副立法は認められなくなり、行

政部による立法は、法律を執行するための命令（執行命令）及び特に法律の委任にもとづく命令（委任命令）のみに限られることになった[8]」

宮沢教授も清宮教授も国会が唯一の立法機関であるという規定は国会が唯一の実質的法律制定機関であると解釈しなければならない。そう解釈することによって、帝国憲法時代のように政府・内閣が緊急命令・独立命令制定権をもつことが排除できると考える。しかし、内閣が帝国憲法でいう緊急命令や独立命令制定権をもたないことは日本国憲法に瞭然としている。日本国憲法が帝国憲法でいう緊急命令や独立命令の存在を認め、かつその制定権を内閣に委ねるのならば、憲法の規定にそのことが明記されているはずである。しかし、日本国憲法には、そのような規定がない。だから「たとえば政府・内閣が独立命令を制定する権を有するとしても」という仮定は日本国憲法ではたてることができない。その仮定じたいが違憲となる。第四一条の立法を形式的法律を制定することであると解釈しても、憲法の他の規定で緊急命令・独立命令制定権を内閣に与えていなければ、内閣は緊急命令や独立命令をもつことができない。問題は第四一条の「立法」を、実質的法律制定作用と解釈することによってではなくて、憲法全文の解釈から解決されるのである。

つぎに佐藤教授の説明をみる。「本条に立法とあるのは実質的意義の立法を意味する。もしも形式的意義における立法を意味するとすればそれは単に法律と称する法規範を定立するものは国会であるということ、すなわち国会の制定する法規範が法律という名称を独占するということを示すにすぎないことになる[9]」。

佐藤教授は第四一条の立法を形式的意味の法律制定であるとすると、国会の制定する法規範が法律という名称を独占するということを示すにすぎないというが、なぜ、国会の制定する法規範が法律であって、それを制定する唯一の機関が国会であると理解してはならないのか説明していない。

私は第四一条の立法とは形式的法律制定作用をいうのであり、法律と称する法規範を定立するものは国会であり、国会が法律という法規範の制定作用を独占するというのが第四一条の「国会は唯一の立法機関」であるという規定の意味であると解釈する。しかし、そう解釈することが、教授のように「単に」とか「示すにすぎない」と軽々にいいきれない意味をもっていると考えているのである。すなわち国会は憲法で法律とよぶ法を制定する機関である。国会だけが法律という法を制定することができ他の機関は法律という法を制定することができない。そこで憲法が「法律事項」としているものは必ず法律という法で規定しなければならない。法律事項を法律以外の他の法で規定することはできない。第四一条の立法を形式的法律制定作用と理解することは「法律事項」との関係でこのような重要性をもってくるのであり、そこではじめて「唯一」という限定が生きてくるのである。

これに反して、宮沢・清宮・佐藤説は田上教授のいう「二重法律概念説は基本権の規定における法律を実質的意義に解する法理の前に譲歩する」という欠陥をさけるためには「法律事項」との関係で解釈にかなりの苦心を必要とし、それでもなお、観念の混淆を生じていることは否定できない。

たとえば、憲法第三一条の法律をわざわざ形式的法律であるとことわらねばならず、しかも、その最高裁判所規則との関係の説明がかならずしもすっきりとしていないのをみると、二重法律概念が基本的人権擁護の精神の結晶であると考えられるだけに、その矛盾が惜しまれるのである。

つぎに実質的法律論者によると憲法上の形式的法律制定権の所在が不明確になる。宮沢・清宮・佐藤教授は第四一条によって国会は実質的法律制定権専属機関であるという。そして宮沢教授は第五九条を形式的法律成立手続であると説明し[10]、清宮・佐藤教授はことさらに第五九条の手続が形式的法律成立手続であるとは説明しないが、ともに形式的法律制定権の専属機関については説明が欠けている。憲法は行政権は内閣に属し、司法権は最高裁判所および下級

裁判所に属すると定めているが、その憲法が国会の重要な機能である形式的法律制定権についてその専属機関を定めていないとは考えられない。佐々木博士はその疑問を帝国憲法と関係させて解決したが、私は前述のように、法律を実質的、形式的概念に類別しないで第四一条は法律制定権国会専属の規定であり、第五九条を法律制定手続の規定と理解している。

つぎに、今まで、宮沢・清宮・佐藤教授を法律二重概念論者として説明して来たが、日本国憲法における法律の説明としては、法律三重概念論者であるといわねばならない。すなわち、第七六条第三項の法律を法規範と考え、慣習法おも含むと理解すると、[11] 実質的法律概念と形式的法律概念のほかに法規範一般という意味での法律概念を定立しなくてはならなくなるからである。

そこで法律三重概念説の立場からは、日本国憲法における「法律」は、その条文に応じて法規範一般、実質的法律、形式的法律に理解しなければならなくなる。しかし、私の解釈では法律はすべていわゆる形式的法律である。だから第七六条第三項の法律も第三一条、第四一条と同じ意味の法律であると解する。

ハ　形式的法律であるという学説

第四一条の立法を実質的法律制定作用と解する説に対して、法律概念を実質的と形式的とに類別しないで、ただ形式的にのみ法律を定義するのが田畑忍教授・鈴木安蔵教授である。田畑・鈴木教授はそれゆえ、第四一条の立法をいわゆる形式的法律制定作用であると説明する。

田畑教授はいう。「国会は唯一の立法機関であるという場合の、立法とは、法律を制定することをいう。また法律とは日本国憲法第七条一号に法律とあり、第五九条に法律案とあり、及びその他の条項に於て法律と称しているものをいう。」「第四一条後段に言う立法とは、日本国憲法によりて法律と称せられる形式の法を制定する作用であり、そ

れ以外の成文法等を制定する作用をいうのではない」[12]。

鈴木教授もまた同じ立場であるといえよう。教授はいう。「第四一条でいう立法とは憲法の下で最上位の法規範である法律という形態、名称の制定法・成文法を制定する国家作用である。あるいは法律という名称をもち、主として、国家機関自体の組織、権限についても、国民の権利・義務についても、その最も主要な事項について定めているところの法規範を制定する国家作用である。(このことは、日本国憲法に例をとってみても、上述の重要事項については、憲法上、法律事項として定めていることによっても知られるであろう)。」「法律とは、本来法規範の一定の形態について観念されるところの形式的概念にほかならない。」「法規範は、かくして立法機関によって定立されるのみならず、当然に、行政機関、司法機関によっても定立されるが、今日の憲法国家においては、立法機関の定立する法規範を法律と称するのをつねとし、普通に、この立法機関による法律制定の作用を立法作用と呼び、かかる法律制定の権を立法権と称している[13]。」

私も田畑・鈴木教授と同じ立場であることは前述した。

2　憲法における法律の意味

日本国憲法における法律とは、憲法第四一条にもとづき国会が憲法第五九条の定める手続に従って制定する法である、といえる。しかし、日本国憲法において法律とよばれている法は、帝国憲法の議決を経て制定された「法律」という名称の法を意味する場合もある。たとえば、憲法第百条第二項の「法律」が後の意味の法律であって、第五九条の手続に従って制定される法律でないことは同条を一読すれば明らかになる。国会の存在する前に制定される法律が第五九条の手続に従って国会により制定されるということは絶対にありえないからである。

要約すると、日本国憲法において法律とよばれる法は、第四一条、第五九条を根拠として、国会によって制定され

た法律という法と帝国憲法第五条、第三七条等を根拠として帝国議会の議決を経て制定された法律という法の二種の法律をふくむ場合（第九八条第一項・第八一条）もあり、前の法律だけの場合（第五九条）もあり、後の法律だけの場合（第百条）もある。国会によって所定の手続を経て制定される法律が数量的に圧倒的であり、将来、後の法律が妥当しなくなるということも考えられるが、そうであっても、憲法が改正されないかぎり、日本国憲法上、法律は国会の制定した法律のみであると観念することはゆるされない。だから、帝国憲法にもとづいて制定された法律はその内容が日本国憲法に違反しないかぎり、その制定根拠を帝国憲法に有するというだけの理由でこれを無効とすることはできないのである。(14)

憲法で法律とよぶものが、国会の法律と帝国議会の法律の両者を含むか、国会の法律だけを意味するか、帝国議会の法律を意味するかは憲法の各条文に応じて解釈しなければならないが、法律とよぶものを法律以外の法をも意味すると解釈することはできないといわねばならない。たとえば、憲法第七六条第三項の法律は政令や規則、条例等も含むと解釈するのは誤りであるといえる。

憲法が法律とよぶものを、法律以外の法をも意味すると解釈することはできないが、憲法が法とよぶものを法律であると解釈しなければならない場合がある。たとえば、第九五条の特別法とは特別法律の意味である。また憲法は法律を皇室典範とよぶ場合もある（第二条）。また憲法は、法律と他の法とをふくめて「法」とよぶ場合がある（第十四条）。

(1) 私の「国会主権論」同志社法学第五号参照。
(2) 佐々木惣一「日本憲法要論」一九三〇年、p. 566.
(3) 佐々木「改訂日本国憲法論」p. 257. 以下。

(4) 佐々木 op. cit. p. 359.
(5) 佐々木 op. cit. p. 279.
(6) 佐々木 op. cit. p. 262.
(7) 宮沢 op. cit. p. 331.
(8) 清宮 op. cit. p. 158.
(9) 佐藤 op. cit. p. 273.
(10) 宮沢 op. cit. p. 441.
(11) 宮沢 op. cit. p. 605. 清宮。op. cit. p. 291. 佐藤。op. cit. p. 456.
(12) 田畑「改訂憲法学原論」p. 266.
(13) 鈴木「立法権」（法学セミナー）p. 7〜9.
(14) 帝国憲法の法律である民法や不動産登記法は日本国憲法の制定によつて効力を失つたという主張に対して、最高裁判所は「法律は一旦適法に制定された以上、その後の法律により改廃されないかぎり効力を失うものではない」と判決した。（昭和二九年（オ）第九五五号、土地所有権移転登記請求事件　民集九巻四号四五六頁）この判決については、田畑忍編「判例憲法学」のうちの私の批評および大西芳雄教授の批評「旧憲法下の法令の妥当根拠」（民商法雑誌第三三巻第三号）参照。

（この研究について同志社大学人文科学研究所の研究助成金をうけた。）